

それゆけ! ほむらくんの 消防設備講座!

第10回 緊急救助用スペース 屋上緊急離着陸場

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、高層建築物の屋上等に設置されている、ヘリコプターによる救助のための緊急救助用スペース及び屋上緊急離着陸場について解説します。



高層建築物の上階にいた時に火災があった場合、避難するのが大変ですよ。もしかしたら、階段が使えないかも…。

確かに、災害で避難する時、エレベーターは原則使わずに、階段で避難することとなっている。

だが、階段が使えない場合、はしご車で救助しようとしても、神戸では50メートルまでしか届かない。そんな場合でも、高層建築物にはヘリコプターで空から救助ができるように屋上に緊急離着陸場等が設置されている場合があるぞ!



どういったもの
なんですか?



まず、高さ45メートル以上の建築物に設置を指導している**緊急救助用スペース**だ。マークは「**R**」となっている。
ここにはヘリコプターは着陸せずにホバリング(空中で静止)して救助することができます。



他にも基準はあるんですか？



次に高さ100メートル以上の



建築物に指導している**屋上緊急離着陸場**だ。このマークは「H」となっている。この施設は、屋上にヘリコプターが着陸できるよう建物の荷重計算がされており、より安全に救助することができると。



また、RやHの近くには**待避場所**があり、救助されるまで待機しておくことができる。



30年程前の話だが、神戸でのビル火災や東京の共同住宅火災等で、ヘリコプターによる救助活動が有効に行われた事例があった。それ以降、高層建築物には積極的に屋上緊急離着陸場等を設置してもらうよう指導している。

高層階での火災は、地上からの消火活動は非常に困難となるが、ヘリコプターによる空からの活動は緊急時には非常に有効である。

しかし、夜間や悪天候など、ヘリコプターが飛行できないこともあるため、入居者の方は屋上から避難ができると過信せず、日頃から階段などの避難経路を確認し、安全に避難ができるよう心掛けていただきたい。

ほむらくんの チェックポイント！

緊急救助用スペース
屋上緊急離着陸場

【関係法令】

・航空法81条の2（捜索、救助の特例）の適用により、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリング又は着陸することができる場所

【主な基準・指導内容】

- ・照明設備として**飛行場灯台、着陸区域境界灯、航空障害灯、着陸区域照明灯**等を設けること
- ・ヘリコプターの進入方向、離陸方向の矢印を表示すること
- ・隣接して待避場所を設けること
- ・要救助者の転落防止のために手すり・柵等を設けること

（屋上緊急離着陸場のみの指導）

- ・全装備重量を表示すること
- ・燃料流出防止施設を設置すること
- ・消防用設備等として、**連結送水管放水口・移動式粉末消火設備又は移動式泡消火設備、非常コンセント設備、非常電話**を設けること

次回 病院ヘリポート

飛行場外離着陸場

